

くらし支える相談センターニュース 第30号

電話番号 052-916-7702 (FAX兼用)

電話受付時間 月曜～金曜 午後1時～午後5時 北区平安2-1-10-701

E-mail: kurashi.soudan@gmail.com

2016年10月25日発行

市民に広く知られていない?!



「相談体制の強化」とともに「知らせる活動」も

相談件数の減少が、5月以降ますます顕著になってきています。ここ半年間は相談件数が一桁という月が続いています。開設以降5年が経過、まだまだ市民に広く知られていないことのようにです。こうしたなかでも、従来の相談日(月・水・金)だけでなく、火・木曜日にも相談体制を広げ、相談員について、個別に参加を呼びかけるなどの相談体制の強化をはかってきました。

9月17日には、相談者の満足が得られる相談対応を目指し、事例検討会も開催しました。今後も宣伝行動の実施、ホームページの改善、ブログの更新などにとりこんでいきます。



▼生活保護
▼医療介護
▼年金

事例検討会報告

ワンストップで解決

この間の相談センターの相談の傾向について。相談内容は、生活保護、生活保障が16%と群を抜いて多く、医療介護、相続、離婚、年金などとなっています。メンタルを抱えた方からの相談の割合も多く、分析の必要性があることも指摘されました。

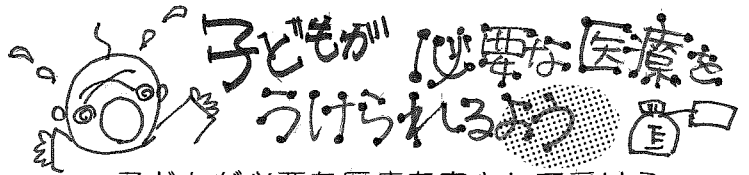
相談員に実務経験者も多く、特に生活保護、医療介護、年金の問題がワンストップで問題解決に結びついている特徴があります。

相談員2名が担当した事例を交流。

「アパートの敷地内で、犬の放し飼いで困っている」との相談事例では、「犬の放し飼い」のような些細に思えるようなことでも精神的なダメージになりうることで、住民同士の日頃の信頼関係が大切であることが話し合われ、「生活保護受給者を食い物にする貧困ビジネスのアパートから抜け出し、自立した生活を送りたい」との生活保護受給者からの相談事例では、相談員が地域の弁護士と一緒に

親身に相談に対応した様子が報告されました。

生活保護ケースワーカー経験者の相談員からは、現在の名古屋市のケースワーカーの状況も報告され、困難を抱えた生活保護受給者に寄り添うことができる体制づくりも行政に求めていると感じました。(長尾)



子どもが必要な医療を安心して受けられるよう、医療保険の自己負担相当額を公費で支給する(自己負担額が無料になる)制度として、愛知県は、通院の場合は、小学校就学前までの児童、入院の場合は、中学校卒業までの児童を対象としています。

●通院の場合

愛知県保険医協会の調査では、この愛知県基準を超えて「中学校卒業」まで何らかの助成を拡大している自治体は52市町村(96.2%)となっています。

(2016年4月現在)

「中学校卒業」まで自己負担が無料の

自治体は、2015年の調査では43自治体（79.6%）だったものが、一宮市、犬山市、江南市が新たに加わり46自治体（85.1%）となっています。

そのうち、「18歳年度末」まで助成を拡大しているのは、東郷町、飛島村、設楽町、さらに新たに東栄町が加わり、「一部負担あり」の犬山市と南知多町も含めると6自治体です。

一方、通院時に自己負担がある自治体もあります。

同じ県内にも関わらず住む地域の違いで助成に大きな格差があることは問題です。すべての自治体で、せめて中学校卒業まで窓口負担無料で医療が受けられることが求められています。

●入院の場合

「中学校卒業」までが県基準であり、ほとんどの自治体で中学校卒業までは窓口負担無料で医療が受けられますが、現物給付ではなく償還払いの自治体が9自治体残っています。

たまり場からこんにちは! 映画を見る会

ここ最近、「チョコレートドーナツ」や「ミルク」など、LGBT（性的少数者）の問題を扱った映画や、「サンドラの週末」という労働者の問題を扱った映画など社会派の映画を鑑賞しています。

映画をみた後にみんなで感想を出し合うのが楽しみになっています。「ミルク」を上映した会では、セクシャルマイノリティの問題に取り組む元パティシエの弁護士が、お菓子を作って参加してくれました。今回は、11月9日（水）18時30分から、「パレードへようこそ」を上映します。

イギリスの炭鉱労働者とLGBTの活動家との交流を描いています。

おしらせ


今日の子ども食堂は

●とき 11月2日（水）です






憲法改悪反対宣伝行動

●とき 11月4日（金）18時～

●ところ 大曽根駅



たまり場だより

-  切り絵サークル
毎月第4水曜日午後
-  郷土史研究会
毎月第3木曜日
-  パソコン教室
毎週金曜日 19時～
-  CD・LPを聴く会
11月12日（土）15時～
入谷さん宅
-  囲碁同好会
11月19日（土）13時30分～
相談センター

たのしく交流 秋の楽友親会

- とき 11月20日（日）
12時～14時
- ところ 生協生活文化会館
4階ホール（地下鉄「本山」）
- 沖縄音楽と沖縄料理、北法律事務所所員による演奏、抽選会etc.
- 会費 3000円

訂正とお詫び

29号の「障害年金は基本的に60才未満の人が…受けられる」の記事で、「60才」は誤り。正しくは「65才」です。

くらし支える相談センターとは

「弁護士法人名古屋北法律事務所」と「暮らしと法律を結ぶホウネット」が共同で運営。市民の皆さんの暮らしの困りごと、医療や福祉・介護、子育てや教育、雇用・失業や経営問題など、生活に関わるあらゆる相談を電話で受付し、地域の専門の団体や個人の方々の方も借りながら解決に向けお手伝いをしています。

<相談センターのホームページ>
www.kurashi-soudan.info/
 <相談センターのブログ>
ameblo.jp/kurashisoudan/